

国立感染症研究所病原体等安全管理規程の構成

第1章 総則

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 遵守義務

第2章 安全管理体制

- ・ 委員会の設置
- ・ バイオセーフティ委員会
- ・ 病原体等取扱安全監視委員会
- ・ バイオセーフティ管理室
- ・ 危害防止主任者

第3章 安全管理基準

- ・ 病原体等のレベル分類
- ・ 実験室の安全設備及び運営に関する基準等
- ・ 指定実験室の安全管理
- ・ 病原体等の取扱手続き及び分与・移動
- ・ 病原体等の移動の制限等
- ・ 指定実験室及びBSL2実験室の表示
- ・ 病原体等を取り扱う職員等
- ・ 取り扱い病原体等の処置
- ・ 事故
- ・ 緊急時対策
- ・ 緊急対策本部
- ・ バイオセーフティ講習会
- ・ 安全点検結果等の公開

第4章 健康管理

- ・ 定期の健康診断
- ・ 臨時の健康診断
- ・ 健康診断の記録
- ・ 健康診断後の措置
- ・ 血清の保存
- ・ 病気等の届出等

第5章 雑則

- ・ 安全管理カード

第6章 罰則

附則